

1 業務名

札幌市シティプロモーション動画制作及び広報・広告展開業務（以下「本業務」という。）

2 業務委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日(火)まで

3 業務の背景

札幌市は現在、人口減少局面に突入しており、今後もこの傾向が継続することが見込まれている。これに対応するため、関係人口の拡大や移住促進など、人口減少の緩和に向けた中長期的な施策の継続的な推進が求められる。

一方、本市では近年、民間投資を活用した都市再開発が活発化しており、特にオフィスの供給については、2030 年までにかつてない規模での供給が見込まれている。

他方、首都圏においては、コロナ禍を契機としたりリモートワークの普及や、結婚・子育て等のライフステージの変化を背景に、生活や働き方を見直し、移住や二地域居住を検討する働く世代が増加しており、地方移住への機運が高まっている。

このような都市の構造変化と人口動態の課題、生活形態の変化等を踏まえ、首都圏在住者にとっての移住先・生活の場として、札幌市のプレゼンスを向上させることが重要である。

4 業務の目的

本業務の目的は、都市機能と豊かな自然が共存する札幌市の特性を活かし、①UIJ ターン・移住・二拠点居住・ワーケーションなど多様なライフスタイルを志向する個人や、②ビジネス展開を検討する企業経営者層、さらに将来的な関心を持ち得る潜在層に向けて、札幌市の魅力と可能性を動画コンテンツとして効果的に発信することである。

これにより、「札幌市に移住したい」「暮らしの拠点を設けたい」、または、「札幌市にビジネス拠点を設けたい」「札幌市で事業を拡大したい」といった意欲を喚起し、関係人口の拡大、移住促進、企業誘致の実現につなげることを目指す。

5 業務内容

(1) 企画構成・企画提案

プロポーザルでの提案内容を基に、受託者と札幌市で協議し、動画の内容等をもりこんだ企画書を制作し、決定する。また、企画書に合わせて、脚本、絵コンテ、撮影計画の制作等を札幌市の確認・承認を得ながら進めること。

本業務の目的を踏まえ、効果的な表現・演出、音楽、効果音等を設定し、札幌市の環境・風土の特長や独自性、魅力等を分かりやすく伝えるものを提案すること。

ア 制作方針

本市のシティ PR として主軸となる動画 1 本と、移住促進・企業誘致の各々の目的に資する動画を 2 本、計 3 本を制作する。各動画とも尺は 1 分～1 分 30 秒程度とする。

また、これらの動画を再編集し、札幌市東京事務所公式 Instagram に活用するショート動画（10 秒～15 秒程度）を 1 本制作すること。

イ 動画内容

下記(ア)の動画を主軸とし、(イ)・(ウ)には(ア)の要素も盛り込み、3 本の動画が同様の世界観となるように制作すること。動画は原則としてナレーションなし・セリフなしのノンバーバル（非言語）とするが、視認性やアクセシビリティ等の観点から、必要に応じて字幕やテロップによる補足的な情報提示を行うことも検討すること。

なお、動画内容の詳細等については、契約締結後に本市と協議の上、決定し、適宜双方で連携しながら進めること。

(ア) 動画（主軸）

- ・ 札幌市の都市機能、生活・ビジネス環境など、札幌らしさが伝わる要素を盛り込むこと。

- ・ 動画は原則として、ノンバーバル（非言語）のものとするが、札幌市であることが明確になるよう工夫すること。なお、提案内容によっては、この限りではない。
- ・ 多様な撮影技術（ドローン空撮等）を検討するとともに、動画に合わせたBGM、効果音等を挿入すること。
- ・ 以下の、(イ)及び(ウ)の一体感・同様の世界観とするため、3本に共通するパートを設けること。

(イ) 動画（移住促進）

主なターゲットは、20代～40代のビジネスパーソンのうち、UIJターン・移住・二拠点居住・ワーケーションなど多様なライフスタイルを志向する個人及び将来的な関心を持ち得る潜在層とする。

(ウ) 動画（企業誘致）

- ・ 主なターゲットは、首都圏から札幌へのビジネス展開を検討する企業経営者層、さらに将来的な関心を持ち得る潜在層とする。
- ・ 観光都市のイメージがありながら、都市のリニューアルが加速するビジネス都市としての魅力とそのポテンシャルを伝え、札幌市への進出の後押しになる動画を制作すること。

(2) 撮影

企画構成・企画提案に基づき、動画の制作に必要な映像の撮影を行う。なお、次の内容については、委託業務に含むものとする。ただし、必ずしもこれらの内容を映像に用いる必要はない。

ア 映像撮影

映像撮影に必要となるディレクター、スタッフ、機材、車両及び消耗品などの手配・準備及び管理を行うこと。

イ 出演者（エキストラ等の手配を含む）

出演者を設定する場合には、本業務の主要ターゲットが移住や企業進出による札幌市での生活・ビジネスのイメージを持てるよう、適切なキャスティングを行うこと。

ウ 撮影場所の手配、許可、調整等撮影に関する場所の手配や許可、調整を行うこと。また、受託者の責に帰すべき事由に基づくトラブル等については受託者の責任で解決すること。なお、札幌市が管理する施設等の使用については、必要に応じて市が調整に協力する。

エ 肖像権及び著作権に関する諸手続

(3) 編集

撮影した映像の加工および編集のほか、音楽や音声、テロップの挿入等の編集作業を行う。また、納品までに札幌市等による複数回の内容確認及び修正の指示を受けるものとする。

ア 使用する映像は、原則、本業務において新規撮影したもの又は受託者が保有する未公開の映像とする。ただし、天候等の原因で撮影が難しい場合やその他理由で適当な映像が撮影できない場合には、札幌市と事前協議の上、借用映像等を使用することも可能とする（借用映像を使用する際の手続き等は、受託者において行うこと）。

イ 音楽用素材の使用については、原則、オリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権上の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は手続き等を受託者において行うこと。

ウ 編集内容の変更等は、納品直前まで、札幌市の指示に柔軟かつ速やかに対応すること。また、納品は、札幌市との合意が取れた後に行うこと。

(4) ターゲットへの周知・展開に関すること

ア 広報・広告戦略の提案

プロポーザルでの提案内容を基に、5(1)イで示した各動画の主なターゲット層へアプローチするため、適した媒体の選定やトレンド等を分析し、効果的な広報・広告展開の戦略を提案し実施すること。選定した媒体によって、適した動画内容・仕様等に再編集し提案すること。

イ 広告・出稿の提案

アの戦略に基づき、札幌市と協議のうえ、適切な時期に、決定した媒体へ広

告・出稿を行う。広告・出稿期間は最低 1 カ月以上とし、出稿期間の中間時点を目安に効果検証（動画視聴者の属性、インプレッション数、クリック率、再生完了率等）を行い、その結果を踏まえて戦略の見直しを行うこと。必要に応じて、札幌市と協議のうえ、広告内容や出稿方法を改善し、再出稿を実施すること。広告・出稿の際に生じる費用（諸経費等含む）については、受託者で負担すること。予算は 180 万円程度を見込む。

ウ 次年度に向けた分析

本動画の再生数、再生状況等について分析を行い、次年度以降の効果的な広報・広告展開の戦略を提案すること。

(5) プレスリリース及び二次利用への協力

札幌市が報道機関等への広報発表を行う場合や、制作する動画の一部を静止画として切り出し、冊子などに二次利用する場合には、必要な素材を提供すること。その際に著作権等の許諾が必要な場合は、手続き等を受託者において行うこと。

(6) 成果指標及び目標数値の設定

受託者は、(4)の業務と連動し、①動画の再生回数、②動画のエンゲージメント指標（媒体に応じた平均再生率や再生完了率、ユーザーの反応数等）の 2 点を必須で設定する成果指標とする。また、上記以外の指標を自由に提案する場合には、目標数値を設定し、提案書に記載すること。

また、上記の成果指標と自由提案の成果指標について、目標数値を設定し提案書に記載すること。

(7) 打合せ

受託者は、業務の着手にあたり打合せを行い、また、業務履行中においても週 1 回程度の定期的な打合せ及び状況報告（オンライン可）を行うこと。また、随時必要な協議を行い、目的達成に努めること。

※参考情報：

- ・ 第２期さっぽろ未来創生プラン（人口動態等）
<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/miraisousei/2nd/index.html>
- ・ さっぽろ暮らしのススメ（移住関連情報等）
<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/citypromote/move/>
- ・ 札幌 UI 就職ナビ（就職関連情報等）
<https://www.sapporo-ui.com/event/>
- ・ 市民意識調査
https://www.city.sapporo.jp/somu/shiminnokoe/citi_enq/index.html
- ・ NEXT SAPPORO 企業進出総合ナビ（ビジネス環境等）
<https://www4.city.sapporo.jp/invest/>
- ・ 大札新
<https://www4.city.sapporo.jp/invest/daisasshin/>
- ・ SAPPORO CO-CREATION GATE
<https://www4.city.sapporo.jp/scg/>
- ・ GX 関連
<https://tsh-gx.jp/>
- ・ 札幌市東京事務所公式インスタグラム (@sapporo_love_official)
https://www.instagram.com/sapporo_love_official/

6 業務実施体制

本業務における契約締結後から完了までの事業者の業務実施体制を本市に提示すること。提示にあたっては、以下の(1)及び(2)の者については氏名を記載し提示すること。

また、総括責任者および管理技術者については、委託期間中に変更することは原則できないが、やむを得ず変更が生じる場合には、速やかに本市に報告し、協議・承認を得ること。

(1) 総括責任者

総括責任者は、受託者に所属する者とし、専門的な知識や他自治体の事例等を

踏まえた豊富な実務経験と能力を有し、本業務の全体を総括するものとする。

(2) 管理技術者

管理技術者は、受託者に所属する者とし、本業務における動画制作に関する専門的な知識や豊富な実践経験と能力を有し、動画制作業務を管理するものとする。

(3) 連絡体制

受託者は、札幌市との連絡担当者を明確にし、本市との窓口を一本化すること。業務において庁内部署との連携を図る際は、必要に応じて受託者からの連絡や提案を本市担当者で行うこと。

(4) 撮影組織の体制

本業務は、気象条件や近隣の環境（工事状況等）を考慮し、適切な撮影日時を柔軟かつ機動性高く対応する必要があることから、受託者が札幌市内において撮影開始の判断後、概ね2時間以内に現地で撮影可能となるよう体制を構築すること。提示する業務実施体制書類に、当該撮影体制が明らかになるよう記載すること。なお、撮影組織の拠点が複数となることを妨げるものではない。

7 調査・検討・情報収集等

- (1) コンテンツの制作を推進するにあたっては、札幌市との協議や、各動画のターゲット層への聞き取り調査（首都圏に居住している方等を含む）等を踏まえ、効果的なコンテンツの検討を行うこと。
- (2) 日々、市の公式ウェブサイト、広報資料、関連部署との連携等を通じて、市政情報の入手・把握に努めた上で、映像制作の企画について、積極的に提案すること。

8 規格・仕様

- (1) 動画の縦横比は、16：9とする。
- (2) 動画の解像度は、4K（3840×2160ピクセル）以上とする。
- (3) 動画データは、H.264/MPEG-4 AVC のコーデックを用いること。
- (4) 音声が含まれる場合、サンプリングレートは48kHz以上、ビットレートは

192kbps 以上とすること。

9 成果品

以下のすべてを札幌市が指定するクラウドストレージ等を通じたデータ共有で納品すること。また、併せて格納したディスク 2 枚（盤面印刷を含む）も納品すること。

(1) 完成動画のデータ

ア 完成動画（1 分動画×3 本、ショート動画 1 本）は以下の 2 種類の解像度で納品すること。

（ア）4 K（3840×2160 ピクセル）

（イ）フル HD（1920×1080 ピクセル）

イ 広告使用の動画データ（広告を掲出する媒体に対応するフォーマットに変換したデータ。なお、各媒体に掲載する際、サムネイル画像が必要なものは動画で使用する素材を組み合わせる制作すること。）

(2) 動画制作時に使用した生データ

本業務のために撮影・制作・仕様した動画及び画像の生データ

(3) 著作権処理状況一覧表

各動画のサムネイル画像、使用フォント、BGM・効果音の使用リスト、著作権処理状況を記載した一覧表を添付すること。

10 委託金額の範囲

5 に記載した業務全てを含む（業務の提供に当たり発生する付帯作業（※）に係る費用を含む全ての経費の合計金額とする）。したがって、追加費用は一切請求できない。

※過去の実績として実際に発生した付帯作業として以下のような例がある

- ・ 出演者の出演費及び衣装、メイク、移動に係る交通費等
- ・ 飲食を伴う撮影時の飲食費
- ・ 撮影する施設の入場料等

11 特記事項

- (1) 本業務を開始するに当たっては、札幌市と事前に十分な調整を行うこと。
- (2) 本業務で制作したコンテンツについては、契約終了後も各媒体で無期限に公開を継続できるようにすること。その際に生じる出演料、楽曲使用料等については、受託者の負担とする。
- (3) 受託者は、本業務の実施のために受託者自らが創作したコンテンツについて、委託期間終了後、札幌市に全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）を無償で譲渡するものとする。また、コンテンツで使用するキャラクター・世界観については、二次利用も含め、札幌市が自由に使用できるものとする。ただし、既存の楽曲等、著作権の譲渡が難しいものが含まれる場合は、プロポーザルの段階で札幌市の上承を得るものとする。
- (4) 受託者は、委託期間中及び委託期間後において、本業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 受託者は、札幌市の文書による承認を得なければ、契約に係る義務の履行を第三者に委託し（以下「再委託」という。）、契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。また、再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には、札幌市は再委託について承認しない。
- (6) 本仕様書に記載されている事項の他、札幌市契約事務規則に基づくこと。
- (7) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書の内容に対する疑義が生じた場合は、札幌市と受託者で協議の上決定する。

12 留意事項

- (1) 成果品に対して、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、札幌市の責めに帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任で当該問題を処理し解決することとし、また、当該問題によって札幌市に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 札幌市は、本業務で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネットや放送番組等のあらゆる媒体で公表、公開、配布又は放送等できることとする。
- (3) 受託者は、業務に関連する事故が発生した場合、直ちにその報告と対応措置などを札幌市に報告し、措置後の詳細な経過および結果報告を文書で行うこと。